

消防法令上の誘導灯及び誘導標識の概要

(消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2、第28条の3、誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号))



	誘導灯			誘導標識						
設置建物	不特定多数の人が利用する建物や、地階・無窓階・11階以上の階に設置義務有り。			全ての防火対象物に設置義務有り(誘導灯の設置により免除)。						
	避難口誘導灯	通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識						
	直通階段の出入り口などに有効に避難できる出入り口等である旨を表示した緑色の灯火。	廊下、階段その他避難上の設備がある場所に設置する避難の方向を明示した緑色の灯火。	劇場灯の客席の通路の床面を避難上有効な照度となるように客席の通路部分に設けられる灯火。	避難の方向又は避難口を表示した灯火のない標識板。						
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ○避難口の上部又はその直近の避難上有効な場所に設けること。 ○誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。 			<ul style="list-style-type: none"> ○歩行距離7.5m以下となる箇所及び曲り角に設けること。 ○床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。 ○誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。 						
その他	<p>○非常電源の容量 通常 → 20分 大規模建築物※の避難経路に設ける場合 → 60分 ・延べ床面積50,000m²以上 ・地階を除く階数が15以上あり、かつ延べ面積30,000m²以上 ・延べ床面積1,000m²以上の地下街</p> <p>○誘導灯の有効範囲 誘導灯の表示面の縦寸法、表示面の明るさなどにより、下の表のように別れている。</p>			<p>○蓄光式誘導標識</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>照射後表示面の平均輝度※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄光式誘導標識</td> <td>24ミリカンデラ/m²以上 100ミリカンデラ/m²未満</td> </tr> <tr> <td>高輝度蓄光式誘導標識</td> <td>100ミリカンデラ/m²以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ JISZ8716の常用光源蛍光ランプD65により照度200ルクスの外光を20分間照射し、その後20分経過したのちの表示面の平均輝度をいう。</p> <p>○表示面の大きさ 正方形：一辺の長さが12cm以上 長方形：短辺が10cm以上かつ面積が300以上 ただし、廊下又は通路に設ける高輝度蓄光式誘導標識のうち、上記※印の蛍光ランプにより照度100ルクスの外光を20分間照射し、その後20分間経過した後における表示面が150ミリカンデラ/m²以上の輝度を有するものにあっては、短辺の長さ8.5cm以上かつ面積が217cm²以上とすることができる。</p>		照射後表示面の平均輝度※	蓄光式誘導標識	24ミリカンデラ/m ² 以上 100ミリカンデラ/m ² 未満	高輝度蓄光式誘導標識	100ミリカンデラ/m ² 以上
	照射後表示面の平均輝度※									
蓄光式誘導標識	24ミリカンデラ/m ² 以上 100ミリカンデラ/m ² 未満									
高輝度蓄光式誘導標識	100ミリカンデラ/m ² 以上									